

## 高齢者補聴器購入費補助金交付事業

事業概要	聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴の高齢者が、補聴器を購入する場合に、その費用の一部を助成するもの
対象者 (対象要件)	次の1～4の全てに該当する人とします（事前申請） 1 市内に居住し、伊勢崎市に住民登録がある65歳以上の人 2 市民税非課税世帯（世帯に属する全員が、市民税非課税） ※申請日が4月1日から6月30日までの場合は、前年度の課税状況 3 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人 4 耳鼻咽喉科の医師から下記の基準を満たすと認められ、当該医師の意見書等を提出することができる人 【基準】両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満で、かつ、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象にならない <b>※診察料、検査料、意見書作成料等は自己負担</b>
補助対象	1 管理医療機器認定を取得した補聴器で、新品に限るものとします。（集音器、助聴器は対象外です） 2 補聴器本体の購入に係る費用のみ補助対象です。 <b>※診察料、検査料、意見書作成料等の受診費用及び補聴器の修理、保守、電池交換並びに付属品のみの購入に係る費用は補助対象ではありません。</b> <b>※補聴器購入後の申請はできません。</b>
補助金額	補聴器の購入に必要な費用の1/2以内（上限30,000円）とします。 ※1,000円未満切り捨て
申請受付	令和8年4月1日（水）から随時 高齢政策課及び各支所市民サービス課
申請書類	1 交付申請書（様式第1号） 2 交付意見書（様式第2号） 3 オーディオグラム（純音聴力検査表） ※交付意見書及びオーディオグラムは申請日前3か月以内のものを提出してください 4 購入を予定する補聴器の見積書の写し <b>※群馬県内に実店舗があり、かつ、公益社団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店が作成したものに限り</b> 5 本人確認書類（免許証、マイナンバーカードなど） ※転入等により、本市で市民税の課税状況について確認が取れない人につきましては別途、市民税等が確認できる書類をご提出いただく場合があります。
補助金 交換時期	補助金交付請求書提出後、30日以内に指定の口座に振込みます。

問い合わせ先：伊勢崎市役所 高齢政策課 電話 0270-27-2752  
（土日祝日を除く 8時30分から17時15分まで）

## 申請・請求（補聴器購入費補助金交付事業）の流れ

3  
か  
月  
以  
内

申請者

① 対象要件の確認（ご自身でお確かめください）

※表面の対象要件1～3に当てはまらない場合、申請不可

申請者

② 申請書等を用意、耳鼻咽喉科を受診

※表面の対象要件4に当てはまらない場合、申請不可

申請者

③ 購入予定店にて見積書の作成

申請者

④ 申請書、添付書類の提出

市役所

対象要件の審査

全ての対象要件に当てはまる

市役所

交付決定通知書の送付

申請者

⑤ 補聴器の購入

申請者

⑥ 実績報告書、請求書の提出

市役所

実績報告書の審査

市役所

確定通知書の送付

市役所

補助金を口座へ振込み

耳鼻咽喉科を受診する際は、**交付意見書（様式第2号）を持参し、医師に記入**してもらってください。  
また、申請書類として**オーディオグラム**が必要なため、**交付を受けてください。**  
**（注）診察料等は自己負担となります。**  
**耳鼻咽喉科受診前に、ご自身が表面の対象要件1～3に当てはまるかをお確かめください。**

見積書は、**群馬県内に実店舗のある**次のお店で作成してもらってください。  
**ア 公益社団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器専門店**  
**イ 認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店**

**③の見積書を作成したお店で見積書と同じ補聴器を購入**してください。

実績報告書提出の際に必要な書類は、次のア～ウです。

- ア 領収書の写し**
- イ 保証書又は取扱説明書の写し**
- ウ 通帳等の補助金振込先が分かる書類（申請者名義のもの）**

交付決定後、**補聴器を購入した日から30日以内**に実績報告書を高齢政策課又は各支所市民サービス課まで提出してください。